

交渉内容 給与制度見直し(平成17年11月11日提起)について
 交渉日時 平成18年1月30日(月) 15時10分～16時57分
 交渉場所 うじ安心館 3階 ホール
 交渉出席者 当局側 平本人事監 乾市長公室長 稲石参事 宇野主幹
 組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計16人

概要	給与制度見直し(平成17年11月11日付提起)について交渉した。 調整手当の地域手当への変更について説明をした。
組合側の主張	<p>(通勤手当) 通勤手当の基本は実費弁償である。 現状の同じ距離で職員間に格差があることは整理する立場である。 現在、通勤手当が給与と別支給されているならまだしも、職員にとっては生活給的になっていることも考慮して検討すべきである。 職員の交通用具通勤に関しては、過去において 市役所の敷地内に駐車していたこと その後、当局が責任をもって駐車場を確保し、斡旋してきたこと 6箇月定期への見直し時にあわせて整理できなかったこと などの歴史的経過がある。この経過を踏まえて検討されたい。 交通機関のダイヤ・本数等の利便性など、勤務地の立地条件も考慮して何が通勤方法として合理的であるかを検討すべきである。 今回案の600円の積算根拠は何か。 職員は駐車場を借りており、その駐車場代が通勤経費の中で大きな比率を占めている。駐車場代の一部でも手当支給することは、市民の理解を得られないのか、再度検討されたい。 市民理解を得ることの必要性は、当局と同じ認識である。 何らかの事情により交通機関を利用する必要がある場合は、2km未満でも手当は支給されるのか。 2km未満であっても、現在交通機関を利用して通勤している職員は、その利用のなんらかの必要性があると考えられる。それにかかる実費弁償は手当として支給すべきである。 環境を考慮した交通機関利用の推奨と手当額については切り離して検討すべきである。</p> <p>(その他3項目) 育児休業職員への期末手当の見直しは、一定の経過措置をとられたい。</p> <p>作業技師の初任給の見直しは、今後も前歴調整の取扱い等も含めて引き続き給与水準等を検討していくことを前提に確認し、判断したい。</p> <p>以上、本日の交渉・確認内容を持ち帰り検討する。</p>
当局の主張	<p>(通勤手当) 通勤手当の通勤距離区分毎の手当額について、提起済(国基準)を見直す案を提示し理解を求めた。 提示案：通勤距離2km以上3km未満を2,000円とし、以降1km毎に600円を加算した額を手当額とする。 提起済みの距離区分では5kmによるものとなっているが、より職員間の公平性を確保するため他団体で規定される1kmで区分することとする。</p>

600 円の単価は、京都府をはじめ多くの府下他団体で規定されている金額であり、ガソリン代・燃費等を具体的に積算検討した金額ではないが、月 20 日として計算すれば、1km の単価は 15 円となる。仮に 1 日 10km 燃費とすれば、1 日 150 円の計算となることから、ガソリン代相当額は支給することとなり、妥当な金額と考える。

通勤手当の基本的な考え方は、条件的に違いはあるものの、環境への影響面から、車通勤ではなく、交通機関を利用して通勤することを推奨する立場にある。このことから交通機関利用者の手当額を大きく超えることにはならないと考える。

「交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員」については、2km 未満でも支給する。

通勤手当は、実費弁償を基本としながらも、2km 未満の場合に実際に交通機関を利用していることを根拠に支給することは困難である。実際の費用負担の有無にかかわらず、支給対象とする通勤距離は明確な基準が必要であり、その距離をいくりにするかは個人の感覚によって意見は異なるとは考えるが、その基準は提起した国基準に準じた 2km での区分が妥当と考える。

給与制度のうちでも実費弁償を基本とする通勤手当は、特に国基準を原則とする考え方の中で検討したものであり、理解願いたい。

見直しにより、約 2 万円の減額となる職員がいることなどから、一定の経過措置は必要と考える。

今回の見直し案により当初提起案の金額を下回る距離区分の扱いは協議していきたい。

予算書・改正条例案の 3 月議会への提出期限から、本日協議が整わない場合は、距離区分毎の手当額については、継続協議とし、2km 未満と徒歩通勤者への支給を廃止する方向で検討願いたい。

(その他 3 項目)

育児休業職員への期末手当の見直しは、本年 6 月支給について、見直しの経過措置として現行の 60%支給を 30%支給とすることで検討願いたい。

作業技師の初任給については、提起内容の見直しで検討願いたい。なお、以後も前歴調整の取扱い等も含めて引き続き検討していきたい。

11 月 11 日提起の 4 項目の見直しは、通勤手当では条例改正を予定しており、その他の項目は懲戒処分者の成績率も含めて所要の規則改正を予定している。

必要に応じて、その内容を確認していきたい。

(地域手当)

地方自治法の改正により、平成 18 年度から調整手当を地域手当に改正する必要があるが、3 月議会に所要の条例改正を予定している。